

# 日本医療社会福祉学会規約

## 第1条（名称）

本会は、日本医療社会福祉学会と称する。

## 第2条（事務局）

本会の事務局は、別に定めるところに置く。

## 第3条（目的）

本会は、保健・医療分野のソーシャルワーカーと研究者が共同して、この分野における社会福祉学を確立し、その実践・研究の発展に寄与することを目的とする。そのために次の活動を行なう。

1. 保健・医療分野におけるソーシャルワーカーの実践的研究の推進
2. 保健・医療分野における社会福祉学・ソーシャルワークの研究・教育の推進
3. 保健・医療分野におけるソーシャルワーカーの生涯教育体制の確立
4. 保健・医療分野におけるソーシャルワーカーの資格の研究・検討
5. その他

## 第4条（事業）

本会は、次の事業を行なう。

1. 年1回、日本医療社会福祉学会大会の開催
2. 学会誌の刊行
3. 国際交流
4. その他必要な事業

## 第5条（会員）

本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員で構成する。

## 第6条（正会員）

正会員は、本会の目的に賛同する以下の経歴を有するもので、理事会の承認を得た個人とする。

1. 保健・医療分野の専任ソーシャルワーカー歴が3年以上で、かつ次のいずれかの条件をみたすもの。
  - ア 社会福祉学科専攻課程（4年制大学）卒業
  - イ 人文社会科学系学科（4年制大学）卒業
  - ウ 一定以上の研究業績
2. 保健・医療・福祉の研究・教育歴があるもの。
3. その他、理事会が認めたもの。

入会を希望するものは、所定の申込用紙を用い、理事会に申請する。

## 第7条（準会員）

本会の目的に賛同するものは、理事会の承認を受けて準会員になることができる。

## 第8条（賛助会員）

本会の目的に賛同する個人もしくは団体は、理事会の承認を受けて賛助会員になることができる。

## 第9条（名誉会員）

1. 名誉会員は、本学会の正会員であった者で、保健・医療分野における社会福祉学の発展に多大の寄与をした者の中から、学会長が理事会の議を経て総会で推挙する。
2. 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

## 第10条（顧問）

本会は、顧問を若干名置くことができる。

#### 第 11 条（会費）

会員は次の会費を納入しなければならない。

正会員 7,000 円、準会員 5,000 円、賛助会員一口 10,000 円(一口以上)。

#### 第 12 条（退会）

退会するものは、事務局長に届け出る。また、会費を 2 年以上滞納したものは退会したものとみなす。

#### 第 13 条（役員）

本会は、以下の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 2 名以内
3. 事務局長 1 名
4. 理事 若干名
5. 監事 2 名

#### 第 14 条（役員役割）

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったときは、その職務を代行する。
3. 事務局長は、事務局に関する事項を執行する。
4. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
5. 監事は、本会の事業及び財務の執行状況を監査し総会に報告する。

#### 第 15 条（役員選出）

1. 理事（会長・副会長・事務局長を含む）・監事は、正会員の中から選出する。役員選出規定は別に定める。
2. 会長は、理事の中から総会において推挙する。
3. 副会長及び事務局長は、理事の中から互選する。

#### 第 16 条（役員任期）

理事・監事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

#### 第 17 条（総会）

1. 総会は、会長が召集し毎年 1 回開催する。
2. 総会は、事業方針・予算の決定及び事業報告・決算の承認、理事・監事の承認・会長の推挙及び本会運営に関する重要な事項の議決を行なう。
3. 総会の議決は出席正会員の過半数の同意を必要とする。

#### 第 18 条（理事会）

1. 理事会は、必要に応じ会長が召集し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
2. 理事は、本会の目的達成のために必要と認める本会事業を執行する。

#### 第 19 条（委員会）

1. 本会の事業を円滑に遂行するために、委員会を設置することができる。
2. 委員会に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 第 20 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

#### 第 21 条（規約の改廃）

この規約は、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て改廃する。

(付則)

本規約は 1991 年 9 月 21 日から施行する。

(改正)

1997年10月4日、2002年9月15日、2004年9月26日、2012年9月2日

2014年9月7日

2016年9月4日

(実施)

1998年4月1日、2003年4月1日、2005年4月1日、2013年4月1日

2014年9月7日

2016年9月4日